

## 主な内容

- 2面 論説、税制改正フォーラムを開催
- 3面 当面の問題シリーズ
- 4面 自民党、公明党との懇談会を開催
- 5面 税制改正大綱 主な内容
- 6面 ブロック会議報告

# 東京税政連



編集発行人 森下 基樹  
広報委員長

会員の皆様に  
お仕事

達磨寺  
願いを込めて  
福だるま

小林英理子会員（品川）



新年明けましておめでとうございます。

東京税理士政治連盟  
会長名倉

年頭所成

要望の実現と組織率の向上を目指して

れました。その中で、①法  
人版事業承継税制について  
は、特例準備計画の提出期  
限を2年延長する。②賃上  
げ促進税制について、中小  
企業においては控除限度超  
過額を5年間繰越しを可能  
とする。③外形標準課税に  
ついては、現行基準（資本  
金1億円超）は維持しつつ、  
課税となる飲食費を500  
0円から1万円以下に引き  
上げた上、中小法人に係る  
特例を3年延長する。  
全ての希望の実現とはま  
いりませんでしたが、引き  
続き地道に訴えていく、我  
々税理士の声を国会に届け  
ていく所存であります。  
さて、この紙面では再三  
お伝えしております本連盟  
の喫緊の課題は、組織率向上に  
向けた方策を実施いたしま  
した。新員協議会や税理  
士法人との協議会、プロッ  
ク員連絡協議会などにお  
きまして、税政運活動に関  
する説明の時間をいただき  
ました。若者の政治離れな  
どが言われて久しいですが、各  
単位税政連におかれ  
ましては、特に新入会員を  
対象とした会員増強に一層  
のご協力を賜りたいと存じ  
ます。

あけましておめでとうございます

推薦審查副會長	新居	竹田	副幹事長	平塚	森下	柴崎	一男	一之瀨	涉	規約改正推進特別委員長	後援会対策委員長	広報委員長	国対委員長	組織委員長	財務委員長	政策委員長	幹事長	推薦審查會長	總務會長	副會長	副會長	副會長	副會長	副會長	長吉川	明彦
推薦審查副會長	之昌	剛志	総務副會長	隆史	秀明	清隆	一男	正男	基樹	香山	森下	大美賀	水谷	佐藤	湊	菅原	野間口	嘉平	平井	平坂田	越澤	平野	坂田	長田尻	長吉正	小林英理子

# 税制改正要望フォーラム2023を開催

11月20日、本連盟は東京税理士会と共催で「税制改正要望フォーラム2022」を衆議院第一議員会館にて開催した。今回で8回目を迎えるこのフォーラムの目的は、「令和6年度税制改正の動向について」をテーマに、来年度の税制改正に関する要望の説明と国会議員を交えてのパネルディスカッションを行い、意見交換を通じて要望の実現を図るものである。

策委員長から、「令和6年度税制改正に関する要望書」を基に、①役員給与税制の見直し、②消費税の軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと、③基礎的な控除のあり方を見直すこと、④所得税の確定申告期限の後倒しに関する詳細な説明があった。

次に菅原祥元幹事長から、本連盟による国会陳情の実施や各政党との懇談会の開催、要望聽取会への参加などに関する活動報告があつた。

続いて「令和6年度税制

改正の動向について」を  
テーマにパネルディスカッショ  
ンが行われた。参加パ  
リストは、次のとおり。  
【パネリスト】  
衆議院議員  
　越智隆雄氏（自民党）  
　山田美樹氏（自民党）  
　岡本三成氏（公明党）  
東京会  
　大畑智宏 調査研究部長  
東京税政連  
　吉川裕一 副会長  
【コーディネーター】  
東京税政連  
　湊昭子 政策委員長  
パネルディスカッショ

では、越智議員から、吉  
原理では手の届かない範  
に政府が介入する、モダ  
サプライサイドエコノミ

よう望んでいたとのあいだ  
つがあり閉会となつた。

「本証」「還付が受けられなかった本証」を主対象としています。  
りミスなど　　：　　：　　：　　：  
去上の選択誤りや届出失念　　：　　：　　：　　：　　：　　：　　：　　：　　：　　：　　：　　：　　：

「専門相談業務(個別特約)」をオプションで追加すれば、主契約における物理士業務

並に際しての助言誤りで保険欠損金の期限切れが生じた  
設立時の資本金に関する助言誤りで先税期間が短縮された

えた場合は、略信が可靠であることが職業専門家としての要件とも言われています。そのための一つの手段として、加入をおすすめしています。

10

# 税理士事務所と関与先を守る安心の補償 税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

お問合せ先(株)日税連保険ヨービズ

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階  
電話 03-320-912 FAX 03-5435-0907

ホームページ せいばいほけん

[www.zeristebeken.ca](http://www.zeristebeken.ca)





# 自民党との朝食懇談会を開催

## 令和6年度税制改正要望を強く訴え

本連盟は11月6日、自由民主党本部内会議室において「自由民主党との朝食懇談会」を開催した。

令和2年以降、コロナ禍による開催を見送っていたため、実に4年ぶりの開催となった。

開会に先立ち名倉会長より開会挨拶があった。

前年の要望事項について

は、インボイス制度改悪、

災害関連繰越損失の延長な

り次のあいさつがあった。

前年の要望事項について

は、インボイス制度改悪、

災害関連繰越損失の延長な

り次のあいさつがあった。

前年の要望事項について

は、インボイス制度改悪、

災害関連繰越損失の延長な

り次のあいさつがあった。

前年の要望事項について

は、インボイス制度改悪、

災害関連繰越損失の延長な



4年ぶりの開催となった自民党との朝食懇談会

1兆円前半の予算となっ

た。報道のとおり、5つの

柱として(1)物価高への対

応、(2)持続的な賃上げと地

方の成長、(3)国内投資の推

進、(4)人口減少対策、(5)国

土強化など国民の安心・

安全の確保を挙げている。

岸田総理は満を持して減

税対策を発表したが、その

最終目標はデフレからの完

全の確保を挙げている。

岸田総理は満を持して減

税対策を発表したが、その

非課税取引の範囲の見直し、「軽減税率制度の廃止」

要望事項として「消費税の

倒し」について強く訴えた。

なお、懇談会参加議員は

次のとおり。

【衆議院】

山田美樹(1区)、辻清人(2区)、石原宏高(3区)、平野明(4区)、若宮健嗣(5区)、越智隆雄(6区)

【参議院】

丸川珠代(東京)、朝日健太郎(東京)、生稻晃子(東京)、片山さつき(全国)

(敬称略・順不同。ゴシックは本人出席)

院議員会館において「公明党との懇談会を開催した」。貴党では、第3子以降の

院議員会館において「公明

党との懇談会を開催した」。

貴党では、第3子以降の

院議員会館において「公明

党との懇談会を開催した」。

### 「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

税政連へのご協力をお願いいたします。

**Support 2024** 1口 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいますようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。



公明党との懇談会

## 公明党との懇談会を開催

### 軽減税率制度の廃止・確定申告期の期限延長を訴え

このあと、大美賀功貴院議員会館において「公明党との懇談会を開催した」とのとおり。

院議員会館において「公明

党との懇談会を開催した」とのとおり。

## 自民・公明が税制改正大綱を公表

令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除で、定額による所得税額の特別控除による所得税額から、(1)居住者の所得税額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年分の所得に係る合計所得金額が180万円以下である場合に限る。

(2)特別控除の額は、①本人3万円、②一人に生計配偶者又は扶養親族一人につき3万円。ただし、その合計額がその者の所得税額を超える場合には、所得税額を限度とする。

③特別控除の実施方法

①給与所得者による特別控除の額の控除

令和6年6月1日以後最初に支払を受けた給与等(賞与を含むものとし、給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した扶考等の支払者を含むものに限る)につき源泉徴収をされるべき所得税の額から特別控除の額に相当する金額を控除する。特別控除の額に相当する金額のうち、控除をしてもよぶない控除しきれない部分の金額は、以後給与等に係る支払われる当該給与等に係る控除前源泉徴収額から順次控除する。

②公的年金等の受給者による特別控除の額の控除

令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受けた公的年金等につき源泉徴収を

個人所得課税

**自民・公明が税制改正大発表**

昨年12月14日、令和6年度与党税制改正大綱が公表された。與緊の課題であった法人・版事業承継制度について、「ロコ化」影響が長期化していくことを踏まえ、特例承継計画の提出期限を令和8年3月末まで2年延長とになった。また、小規模に亘る複数控除制度が創設され、これまで赤字企業は本税制を活用することができなかったが、控除限度超過額は5年間の繰越しかができるようになった。さらには、外形標準課税の適用対象法人の見直しへにおいては、その対象を中小企業に広げるもの。以下に主な大綱内容の要約について記載する。

●個人住民税の定額減税  
令和6年度分の個人住民税について、定額による所得割の額の特別控除を実施する。  
(1) 納税義務者の所得割の額から特別控除の額を控除する。

されるべき所得税の額について上記①に準じた取扱いとする。  
③ 事業所得者等に係る特別控除の額の控除  
令和6年分の所得税係る第1期分予定納税額(7月)から本人分に係る特別控除の額に相当する額を控除する。特別控除の額に相当する金額のうち、第1期分予定納税額から控除をしてもなお控除しな部分の金額は、第2期分予定納税額(11月)から控除する。

る場合には10%とし、その増加割合が7%以上である場合には

(注) 上記の改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用する。

●資産譲渡による贈与を受けた場合の贈与税の適用期限を3年延長する。

●特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の適用期限を3年延長する。

●直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の適用期限を3年延長する。

●個人の事業用資産に係る相続税と贈与税の納稅猶予制度について、個人事業用繰合計画の提出期限を2年延長する。

●非上場株式等に係る相続税・贈与税の納稅猶予制度について、特別承認計画の提出期限を2年延長する。

●法人課税

①給付金の仕組みが増加した場合の税額控除制度についての見直し(所得税率同様)。法人化への見直しを行った上で、その適用期限を3年延長する。

②イの原則の税額控除率を10% (現行 $15\%$ )に引き寄せける税額控除率を設置する場合の区分に応じそれまでのとおりとする。

③繰合用割合等を支給額に対する割合が4%以上で口座残高控除率に5%以下ある場合の税額控除率に応じそれまでのとおりとする。

(一) 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に對する増加割合が7%以上である場合には10%とし、その増加割合が7%以下である場合には5%とする。  
（二）教育訓練費の額の比率教育訓練費の額に對する増加割合が10%以上であり、かつ教育訓練費の額が雇員手当等支給額の0.5%以上である場合。  
税額控除率に5%を加算する。  
（三）給与等の支給額の引上げの適用による税額控除率の算定又は「フランチえるばし認定を受けている場合」税額控除率を算定する。  
税額控除率に5%を加算する。  
（四）給与等の支給額の引上げの適用による税額控除率の算定又は「フランチえるばし認定を受けている場合」税額控除率を算定する。  
税額控除率に5%を加算する。  
（五）給与等の支給額の引上げの適用による税額控除率の算定又は「フランチえるばし認定を受けている場合」税額控除率を算定する。  
税額控除率に5%を加算する。

① 損金不算入となる際際費の範囲から額外される一定の費用に係る金額を一人当たり1万円以下(現行5,000円)以下に引き上げる。  
② 接待飲食費に係る損金算定の特例及び中小法人に係る損金算定の特例の適用期限を3年と長とする。

● 外形標準課税の適用対象法規の見直し

(注) ①の改正は、令和4年4月1日以後に支出する飲食費について適用する。

① 減貰への対応

外形標準課税の対象法人に投資して、現行基準(資本金又は資金)償回期間を維持する。

だつて、資金年度と当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であつて、該事業年度と資本金と資本剰余金の額が10億円を超えるものは、

形標準課税の対象とする。

(注) 上記の改正は、令和7年3月31日施行し、同日以後に始する事業年度から適用する。1,000字法人等への合計資本金と資本剰余金の合計が50億円を超える法人の10%の法人等のうち、当該事業年度末の資本金が1億円以上で、資本金と資本剰余金の合額が2億円を超えるものは、

形標準課税の対象とするなど。

① その事業年度において行  
った特許権譲渡等取引ごとに、  
その金額に次年の金額の  
ちに次の年までの占める割  
を乗じた金額を合計した金額  
いその特許権譲渡等取引に  
所含の金額  
口 当期及び前期(令和  
年4月1日以後)において生じる  
研究開発費の額について、その  
許諾譲渡等取引による特定特  
権等に直接関連する研究開発  
係による金額の合計額  
上記の合計額に含まれる  
格研究開発費の額の合計額  
② 当期の所得の金額  
○ 企業の損金の算出制度  
ついて見直し、その適用期間  
において損金算入できること

告書の提出期限までに、それを税理士長官に届け出なければならない。  
④ 特定フットマーク者は、確定申告書に記のとおり記載し、印を捺すものとする。  
〔注〕上記の改正は、令和元年4月1日以後に行われる確定申告書の提出期限について、その記載するものによる。  
（注）上記の改正は、令和元年4月1日以後に行われる確定申告書の提出期限について、その記載するものによる。  
（注）上記の改正は、令和元年4月1日以後に行われる確定申告書の提出期限について、その記載するものによる。

次の世代につなげていきたいもの  
それは、税理士どうしの助け合い

1月下旬に届く共済会からのお知らせを  
是非ご覧ください。

日本税理士共済会の「災害見舞金制度」は、

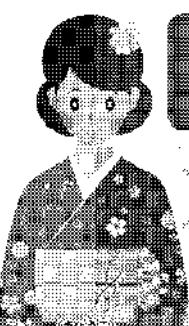
弊会の各種保険制度・年金制度に加入されている皆様に

ご負担いただいている制度運営費の一部を、見舞金の原資としております。

一人ひとりのやさしい心の寄り添いが、大きを助け合いの輪となっています。

ぜひとも皆様のご加入を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## おしどり保障 個人年金



## にちせうじきょうしき 日本税理士共済会

TEL 03-5340-0331

<http://www.zeirishikyosai.com>



にちせいけんじようかい  
日本税理士共済会

# ブロック別単位税政連後援会会議を開催

## 単位税政連の現況などについて意見交換

本連盟は12月1日、5日及び8日、衆議院議員会館にて「ブロック別会長・幹事長及び支部長との協議会を開催した。この協議会は例年12月、衆議院議員の選挙区割りを基に単位税政連を3つのブロックに分け、本連盟からの報告・説明を行うとともに、単位税政連からのお報告を受け、また単位税政連間の意見交換を行うものである。

会議冒頭で、組織担当・坂田副会長の開会あいさつ

の後、名倉会長から次のとおりあいさつがあった。足達東京会会長から関連団体との連携強化、とりわけ本連盟との連携を重視し、組織率の向上に協力したいとの発言があった。足達会長は支部との連携強化のため各48支部を訪問している最中であるが、本連盟についても各支部・各単位税政連の会議で説明の機会を設けていただければ有り難い。各支部との共催で行われる忘年会・新年会においても、単位税政連からお報告を受け、また単位税政連間の意見交換を行うものである。

会議冒頭で、組織担当・坂田副会長の開会あいさつ

の後、名倉会長から次のように述べた。足達東京会会長から関連団体との連携強化、とりわけ本連盟との連携を重視し、組織率の向上に協力したいとの発言があった。さらに、最後に議員会館の提供による協力いただいた国議員に謝意を述べた。

続いて国会議員のあいさつ、会員増強表彰の後、本連盟からの報告・説明から議事が開始された。最初に菅原幹事長から「税理士活動は税理士法改正、税制改正を基本として、まずは毎年の個別税制改正項目の実



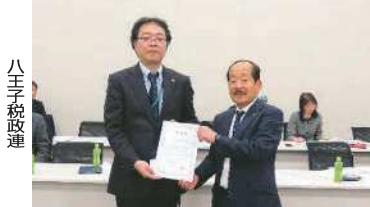
12月5日衆議院第二議員会館にて



### 東京税理士会・東京税理士政治連盟共催

#### 合同セミナーのご案内

日 時 会 場 参 加 費 構 成	令和6年2月6日(火)午後2時~4時40分 衆議院第一議員会館 地下1階 大会議室
無 料	(第1部) 基調講演 テーマ 調整中 講演者 中里実 氏(東京大学名誉教授)
(第2部)	パネルディスカッション テーマ「令和6年度税制改正大綱を読む」 パネリスト 平 将明 氏(衆議院議員 自由民主党) 木原 誠二 氏(衆議院議員 自由民主党) 大畑 智宏 氏(東京税理士 会 調査研究部長) 吉川 裕一 氏(東京税理士 政治連盟 副会長)
定 員	コーディネーター 塗 昭子 氏(東京税理士政 治連盟 政策委員長)
申込方法	50名(※受講の際には入館証が必要となるため、必ず事前に申し込んでください。) 「東京税理士界」1月1日号案内版掲載の申込用紙に必要事項をご記入うえ、1月25日(木)までにお申込み下さい(FAX 03-3356-4459)。 ※研修カードをご持参ください。 ※体調のすぐれない方は、ご来場をお控え下さい。 ※講演者、パネリストは諸事情により変更となることがあります。 【問合せ先】東京税理士政治連盟事務局 TEL03(3356)4479



令和5年10月29日、新宿

税理士政治連盟がAP西新宿において研修会を開催し

た。名倉彦東京税理士政

理連盟会長、梅村信敏新宿

会長、渡邊文雄前会長、

さつの後、第一部として東

税政の歴代会長による座談

会が行われた。内藤信子元

会長、渡邊文雄前会長、名

倉明彦会長が、当時の政治

状況等について語った。

第二部は山田美樹衆議院

議員を招き、山田議員、名

倉明彦会長、山中孝一東京

税理士副会長をパネリスト、坂田覚税理士政治連盟

副会長をコーディネーター

として、「税制を通じ日本の

未来を考える」をテーマに

パネルディスカッションが

行われた。山田議員から

与党の経済対策、その中で

も所得税減税、賃上げ促進

税制などについて話を聞く

ことができた。

当日は主催の新宿税政連

の各単位税政連からも出席

のほか、四谷、麹町、神田

の各単位税政連からも出席

があり、盛大に開会した。

会議は、山田議員と名倉

会長、山中本会副会長

が開会挨拶を行った。



お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申しあげます。  
旧年中は、本組合事業への多大なご理解ご協力を賜り、  
誠にありがとうございました。

**明けまして  
おめでとうございます**

辰年

さて、昨今はインボイス制度や電子帳簿保存法の施行が相次ぎ、税理士業界もデジタル化対応が至るところとなりました。中小企業等の頼れるパートナーとして、税理士の業務は今まで以上に広がっていくと感じます。本組合は、こうした多様化する税理士の業務や生活の一助となり得る事業を提供し、皆さまの業務支援と福祉の向上を図るために尽力して参る所存です。組合員及び準会員の皆さまには、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

今年は甲辰の年にあたります。「甲」は草木の成長を表し、「辰」は活気溢れるその姿から、今までの努力が実を結び成就する年になると言われております。皆さまにとってこの一年が、辰の勢いで伸び上がる充実した一年になりますよう祈念いたします。

令和六年元旦

東京税理士協同組合 理事長

小久保 隆  
他役員一同



#### 税理士業務に関する専門書店

## 東税協の直営売店

ご利用  
ください!

東税協HPにて  
週間ランキング 新刊ご案内  
毎週更新しています!

1

一部の商品を除き  
定価の**10%割引**

2

1回のお買上げ金額10%割引後  
**税込5,000円以上は送料無料**  
優待券ご利用の場合は、差し引き前金額が  
5,000円以上で送料無料となります。

3

### 代金後払いサービス

ホームページ・FAXにてご注文ください。  
優待券をご利用いただけます(有効期限内  
に必ずかつ発送可能な商品に限ります)。

業務に役立つ専門図書や東京会参考書式が充実

東京税理士協同組合直営売店 TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

営業時間 月曜～金曜(祝休日を除く)AM9:00～PM5:00

直営売店などで使用できる**2023年度**の組合  
員・準会員特別優待券及び新規加入優待券の  
有効期限は**2024年6月28日(金)**です。  
有効にご活用ください。

#### 東税協共栄会の事業

組合員・準会員に加え、事務所職員やご家族、関与先様にもご利用いただけます

粗大ゴミや機密書類などを安全に処分したい! 買取ってほしい!



不要物の処理のことなら  
**「リサイクル・ネットワーク」へ**

ご紹介者がご契約頂いた際には紹介料をお支払いします。

対象: 廉業清掃物

出典: 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県

対象: 出版物

出典: 千代田区、中央区、港区、新宿区、江東区、品川区、大田区、渋谷区

無料見積り・ご相談 HPからも見積もりご相談できます <https://www.r-nw.com/>  
株式会社リサイクル・ネットワーク Tel.03-6404-3196

#### 東税協共栄会の事業

組合員・準会員に加え、関与先様にもご利用いただけます

警備会社が運営する日本初の法人対象データ保管サービス

### 重要書類を安心安全に保管 富士防災警備

ご利用はWebから手軽に!

平日の午後4時オーダー締切で、翌営業日に配達、もしくは引取可能です。

保管料は**月額99円(税込)**と格安!

保管料は1箱(400×330×300mm)月額99円(税込)。警備会社ならではの万全な体制で、重要な書類や磁気記録媒体を厳重に保管します。

安全、便利な保管センター

不要になった書類は、厳重な機密保持のもと溶解業者で処分できます。

お問い合わせ 富士防災警備株式会社 Tel.049-292-7388

## 東京税理士協同組合

営業時間 / AM9:00～PM5:00  
月曜～金曜(祝日、年末年始を除く)

書籍のご注文もHPから承ります  
<https://www.tozeikyo.or.jp>

### 組合事務局

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士協同組合会館

TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008

### 直営売店

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6

東京税理士会館1階

TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446